

第55回

地方の若手弁護士に聞く～拡大版！京都弁護士会少壮会 編～

新進会員活動委員会委員 阿部 実佑季 (65期)

新進会員活動委員会では、全国各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を定期的に行っています。今回は、拡大版第3弾として、京都弁護士会の若手弁護士から構成される任意団体「少壮会」の方々に京都の若手弁護士の実情を伺いました。

—— 少壮会とはどのような会ですか。

京都弁護士会の登録5年目までの若手弁護士が参加している任意団体で、15年ほど前に若手弁護士や修習生同士の交流を目的に結成された団体です。3か月に1回程度懇親会を開催し、普段の業務で困っていることを相談し合う等、若手同士の交流を図っています。

—— 京都の若手弁護士の勤務実態・業務状況を教えてください。まずは刑事事件の配点や業務支援についてはどうでしょう。

京都は南北に広いので、平日は、京都市中心、南部地域、北部地域と事実上刑事弁護の担当者名簿が分かれています。休日は北部地域の一部以外については区分けがないので、京都府全域の事件について受任依頼の可能性があります。

国選弁護も当番弁護も、京都市中心では2か月に1回程度待機日の割当てがあり、ほぼ毎回受任依頼があります。南部地域・北部地域では、1か月に1、2回程度事件の割当てがあります。受任依頼は休日の担当の方が多く、1日に2、3件受任することもあります。

最近では刑事事件の受け手が急激に増え、一人当たりの受任件数が減りつつあるようです。担当日の交代を希望する場合には、基本的には同期のメーリングリストや全体のメーリングリストにメールを流します。最近では数分で交代者が決まるような状況です。

刑事弁護業務に関する若手（登録初年度）弁護士への支援としては、支援弁護士制度という制度があります。最初に受任する刑事事件については支援弁護士に指導をしてもらいながら業務に当たり、その事件について研修報告をする

という制度です。2件目以降は1人で受任できるようになります。

—— 次に、法律相談業務の管轄や配点について教えてください。

法律相談については、法律相談センターからの依頼だけでなく、行政から委託を受けて弁護士が派遣される委託無料相談もあります。

担当日の割当てに関しては、多め、少なめという日数の希望と、場所の希望を出すことができます。平均的な担当回数は年10回程度です。基本的には、担当日には1件は相談が入ります。区役所での無料相談は毎回大盛況ですが、法律相談センターでの相談は減少傾向にあります。特に京都市外では担当日の相談がゼロであることも多いため、京都市外の法律相談センターの存続は危ぶまれています。

—— 裁判所からの業務（破産管財人、後見人）について教えてください。

破産管財人の候補者名簿には登録2年目から載ることができます。登録後2年半程度で受任することもあります。裁判所は、会計士・税理士との共同関係、事務局の規模や経験、パートナー弁護士の経験等を含め、事務所単位で候補者を評価しているようです。

後見人業務の候補者名簿にも登録2年目から載ることができます。登録後2年1か月程度で受任することもあります。

—— 京都弁護士会からの若手弁護士への支援にはどのようなものがありますか。

登録初年度の弁護士について、先の刑事事件に関する支援弁護制度も含めた研修制度が設けられています。同制度上一定数の研修へ参加、報告することが義務づけられています。研修に関しては、業務一般に関する研修の他、各委員会（交通事故委員会、遺言相談委員会等）が独自に研修を設けています。

まず、最近若手弁護士がベテランの弁護士と共同受任できる仕組みが作られました。若手弁護士が、初めての分野や慣れていない分野の事件の受任依頼を受けたときに、事件の分野別に作成された共同受任希望者名簿に載っているその分野のベテラン弁護士に共同受任を依頼できるようにするという仕組みです。知らない弁護士と一緒に事件を受任するというハードルがありますが、業務多忙になっているベテラン弁護士が有能な若手弁護士をスカウトする機会の提供という役割も果たしています。

——就職状況・独立状況について教えてください。

京都弁護士会には、毎年30～40人程度の新人が入ってきています。弁護士会内に就職ワーキングチームというものがあ、修習生の就職支援を行うシステムを作っています（修習生・修習前合格者への就職説明会、インハウス説明会、採用メーリングリストの開設等）。縁故採用が主です。最近では即独も増えましたが、通常は3、4年程度勤務弁護士

をした後に独立することが多いです。

——業務拡大のためにやっていることを教えてください。

事件の受任は紹介によることが多いので、若手士業交流会に参加する等、一つ一つの縁を大切にしています。

終わりに

京都は弁護士一人当たりの人口が日本で3番目に少ない地域ということでしたが、当会に比べ法律相談や刑事弁護の割当てが多く、管財人・後見人名簿への登載時期も早いので、若手の段階から幅広い経験を積めるチャンスが存在する環境だということが分かりました。このような差が今後も引き続くと、当会の若手弁護士と他の弁護士会の若手弁護士との間での経験・能力の差（特に、いわゆる町弁業務について）が大きくなってしまふことが懸念されます。そのような懸念を払拭するためにも、当会において若手の段階から十分に経験を積むことができるよう、既存の制度・システムの見直しや、新たな試みに挑戦することが重要課題であると再認識する契機となりました。

今後も様々な弁護士会の若手弁護士と交流し実情を伺ってご報告したいと思います。



京都弁護士会少社会の皆さんと